HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会関係資本としての規範
Author(s)	コールマン, ジェームズ・S; 川辺, 亮//訳
Description	原文の出版情報：『Economic Imperialism』edited by Gerard Radnitzky and Peter Bernholz. New York: Paragon House, 1987. pp.133-55.
Citation	北海道大学大学院農学研究院邦文紀要, 37, 28-41
Issue Date	2020-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77371
Type	departmental bulletin paper
File Information	houbun37_p28-41.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

社会関係資本としての規範

ジェームズ・S・コールマン
川　辺　　亮訳

Norms as Social Capital

James S. Coleman
（Japanese translated by Ryo Kawabe）
『Economic Imperialism』edited by Gerard Radnitzky and Peter Bernholz.
New York: Paragon House, 1987. pp.133-55.

Ⅰ．はじめに

社会規範という概念を使用することは，社会学者にとってはひとつの汚点のである。他の社会科学ではこの概念に不安を抱いている。政治学者は最後の手段として使用している。あるいは，経済学者がそうであるように，それを完全に無視している。Kelsen（1945）のような少数の法理学者は，法の根拠として規範の概念を採用している。しかし，法理学者は一般的に法律で具体化されていない規範に対しては無関心である。

しかし，社会学者にとって，その概念は至る所にある。社会科学百科事典に１つではなく２つの項目があり（両方とも社会学者によって書かれた），そのうちの１つは，「人間の行動の説明では「規範」ほど社会科学者によって頻繁に論じられる概念はほかに見られない」として始まる。一例として，Ralf Dahrendorf（同氏は特にこの概念に深く関わっている社会学者とは言えないが）は，「社会的不平等の起源について」においてこのように述べている：

> 不平等の起源は，賞罰（sanction ＊訳者注１）が適用される行動規範のすべての人間社会における存在として見出されるべきである…。ここで示唆されているのは，少なくとも社会理論の文脈では公理として解釈されるであろう前提（規範の存在と賞罰の必要性）へと導かれるという利点があるということである（1968）。

多くの社会学者は規範と賞罰を公理と見なすかもしれないが，他のほとんどの社会科学者や一部の社会学者にとっては容認できないデウス・エクス・マキナ（＊訳者注２）の構成要素となる。社会的行動を説明するためにもたらされた概念は，大抵は対蹠的な構成要素となる。合理的選択理論家は行為について，目的のある行為者による選択の結果と見なす。社会規範理論家は，行動を規範への結果の適合として見なす。

社会学者でない者たちが規範という概念に嫌悪感を抱いているにもかかわらず，規範は存在し，行為の多くの分野で重要であり，賞罰によって支えられていることは明白である。しかし，多くの行為が規範に準拠していないことも明らかであり，社会規範理論家は，この準拠の欠如を説明するためだけに「逸脱」の概念の導入を余儀なくされている。

本稿の目的は，合理的選択の観点から規範を考察することである。それは規範が確かに存在し，確かに行動を制約し，したがって社会理論では無視できないということを認識しているからである。このようにして，規範の概念の異なる用途，合理的な選択フレームワークに適合する用途原理を築きたいと考えている。もちろん，その用途において，安易な行動解釈として規範を引き合いに出すことなしに済ませなければならない。そうでないと，規範の存在が必然

的にそれ（規範）の遵守を伴うと決めてかかることになってしまう。考察すべきは，規範の出現，形成，および性格であり，それらに伴う賞罰である。よって，与えられたものとして規範を論じるのではなく，その存在，性質，規範を支持するために採用される賞罰の種類について，どのように解釈すべきか問わねばならない。理論上の問題がほとんどない合理的選択の枠組の中で，次の数段落における論点に割り当てるのを除いて，規範への服従という事項についてこれ以上論じることを控えることとする。

＊訳者註１：sanction はこれまで「裁可」と訳されてきたが，Ⅲ節で，sanction は定められた行為を実行することに対する報酬（reward）または禁じられた行為を実行することに対する罰（punishment）である，と説明されていることから，ここでは賞罰と訳している。なお，罰の意味であると明らかな場合には制裁と訳した。なお，sanction が報酬または罰である，という説明はコールマン（1990）にもある（pp.242-243）。

＊訳者註２：デウス エクス マキナ【ラテン deus ex machina】〔「機械仕掛けの神」の意〕演劇・文芸で，行き詰まった状況やむずかしい結末を必然性なく登場して解決する便宜的な役柄。また，そのような技法。エウリピデスが多用したもので，クレーンのような機械で神の役を登場させたことからいう。転じて，安易な解決策。

Ⅱ．合理的選択理論における規範の遵守

おそらく，社会学における合理的選択理論と機能主義論を，規範遵守の指向としてそれほど明確に区別するものはないだろう。機能主義論は通常，規範的構造を出発点とし，規範への適合性があると仮定する。行動は規範によって決定される。しかしながら，適合性が普遍的ではないという経験的事実に対処するために，機能主義者（例えば，Parsons，1951）は，完全な適合性の欠如を説明する逸脱の理論を提示しなければならない。機能理論において，規範は，何をすべきで何をすべきでないかを人々に伝える社会組織の姿，チェス盤上の特定のピースを動かす社会的知性を構成する。

合理的選択理論では，規範は選択が行われる制約を構成し，他の制約とは殆ど異ならない。異なる行為を規定するような矛盾のある規範が存在する場合，その効用関数を変更する（場合によっては選択した行為を変更する）。それらは行為を定めるものではない。例えば，合理的選択理論を投票行為に適用した場合，大規模な有権者に「投票のパラドックス」が発生する。合理的選択論者が，市民の投票義務という規範を仮説的に論じる場合も，その効用関数を発揮するであろう（Rikei and Ordeshook，1973）。

外部賞罰に依存する規範は，その賞罰が適用されると行為者が信ずる度合いに応じてのみ，その効用も修正されるが，社会化を通じ内部化された規範は，特定の行為への効用を直接的に修正する。ただし，どちらの場合においても，それらがもたらす修正は，特定の行為に関連づけられた費用と利点のバランスを変更するのみである。そこにチェス盤上のピースを動かす社会的知性は存在しない。それぞれが独自の指導体制の元で移動する。上記のような個々の社会的知性が存在する場合は，より間接的な流儀によって，個々の指導体制の制限範囲へ影響を及ぼす必要がある。確かに，このような成熟した合理的選択論が，上記のような，行使を選択する際に個々が考慮する費用と利益に影響を及ぼす社会規範を取り扱うこととなろう。合理的選択論の課題は，上記のような個々の存在とその性格をどのように捉えるかである。

Ⅲ．規範の性格について

規範とは，行為―自分自身の，他者の，またはその両方―に対する期待であり，どの行為が正しいか，または間違っているかを言い表すものである。規範は，チームの選手がベストを尽くすべきであるという規範など，確信的行為を規定する。または，金曜日に肉を食べないと厳守するカトリック教徒たちの規範や，豚肉を食べないと厳守するユダヤ人やイスラム教徒の規

範などのような，確信的行為を規定する。

人が他人の行為について期待を表明するという事実から，そのような期待を表明する者は，他人の行為に影響を与える権利を表明しているということになる。そして，後者が規範を共有する限り，その権利を正当なものとして受け入れる。

また，行為に問題がある者が規範に従って行為する場合，規範を無視した場合よりも直接的利益の少ない方法で行為する。そうならないのであれば，規範不在下におけるその者の選択は同様の行為につながり，規範は不必要ということになる。

規範には賞罰，すなわち定められた行為を実行することに対する何らかの報酬（例えば，特に懸命にプレーしたアスリートへの，チームメイトからの承認と名声），または，禁じられた行為を実行することに対する何らかの罰（たとえば，宗教的な食事規範を無視した仲間への非難・不承認）が伴われる。しかしながら，規範が社会的に内面化されている場合は，賞罰は時として内的である。この規範を内部化していない多くの人々でさえもそれを守り続ける。その行動を非難する者を伴わず，単独または非日常な状況においても，である。

社会学者は時として社会規範を社会的慣習と区別する。後者は社会的な相互作用を促進する非公式のルールとして定義されるが，それらは右側運転のような「伝統的な社会的慣習」である。そのような慣習は賞罰の行使を伴うこととなる。それが一度確定すると，人々にとって慣習に違反することが困難になる状況が作り出されるからである。なお，本稿においては，後半部分を除き，慣習と規範を区別しないこととする。

規範は，数人またはグループの合意によって保持されるが，二人程度の小さなグループで共有されている場合もある。例えば，夫が朝食を毎朝つくるなど，夫婦によって共有される多くの規範がある。また，時と場合によるものであるが，ある大人たちによる「子供は大人と同席してもよいがしゃべってはならぬ」（＊訳者注 3）というものや，学校の校長や教師たちによる少年の髪の長さについてなど，さまざまな規範が保持されている。ただし，多くの場合，規範を保持している（及び他者に賞罰を行使するための）一連の人物が，規範の対象となっている同一の人物であると仮定した場合，その人達は規範に対し 2 つの関係性がある。つまり，賞罰を行使する側とそれを受ける側である。一例として，市民の投票についての規範である。これは規範に対する二重の関係性，自身の行動規範を無視しながらも人の行動に賞罰を行使する立場を持つ，という状況が起こり得る。人は，自身が投票していないにも拘らず，他人に投票を勧めたり，投票しないことを非難したりすることできる。

規範は全て同じ水準にあるわけではないが，時として，階層的な構造または組織の構成要素となる[1)]。これにおいて，それらは形式論理学の使用により表現力豊かと言えるような組織構造を持つことができる。

これらは，事象そのものの始まりをもたらす規範特性のひとつである。しかし，それらの特性は多くの疑問を提起する。そしてそれこそが，本論文の課題である。

＊訳者註 3：Children should be seen and not heard：「子供は大人と同席してもよいがしゃべってはならぬ」という意味の，西洋の古いことわざ・しつけがあるが，同文もそれを指していると考えられる。

IV. 規範についての論点

1．最初の論点は，ひとつの事実に由来している。それは，その者が他者に影響を与える権利が他者の行為に反映するという仮説に基づき規範が保持されている，という事実である。つまり，最初の論点は，この権利はどこから来るのか？　また，何を以ってこのような権利を与えるのか？　そして，なぜ他者（規範を保持する者）にその権利が認識されるのか，である。

2．規範の対象となる者がその規範を共有する場合，自身の行為に他者が影響を与える権利について正当性を受け入れるが，規範に

従って行為することが彼に不利益であっても，なぜ彼はその権利の正当性を受け入れるのか。

3．規範を共有する人々，つまり行為を特定し影響を与える権利を適切とする人々の価値観を形成するものは何か。特定の規範について。そこに規定されている規範は，その夫婦間の向き合い方など，とても小さなものかもしれない。他方，市民の投票や近親相姦についての規範など，とても大きなものもある。

4．時には規範的対立が生じる。同一の行いに対し，対立する２つの規範が存在する。たとえば，湖のビーチハウスでデートをしている女子高生は，デート相手を含めみんながマリファナを吸っていることに気づく。彼らは彼女にもマリファナを吸うことを勧めたが，彼女の気が進まない様子に非難と軽蔑を示した。一方，彼女が気が進まない理由は，両親が非難することを承知していたからである。ここで新たな論点が生じる：そのような対立する規範は，どのような類の状況において生じるのか？

5．規範を行使する側と受ける側で共有されていない場合，相違する原因は何か？　例えば，私は紅茶を飲むためにカップを持って湯沸かし器のところまで行く。ティーバックは全てなくなっていたが，私は何らうろたえることなく，そこにいる他の者に言う。「私はそのような場合に備えて，あらかじめティーバックを自分のデスクに持ち帰っているのです」。相手の反応はそれを非難するものであった。「あなたのようにティーバッグを持ち出してこっそりしまう人がいるから，問題が起きるのです」。彼はこの非難を表明する権利をどのようにして得ることができたのか？（もし規範を共有していたら，私はティーバッグを持ち出したりしなかったであろうし，もしくはそのようにしたら非難を招くことを認知していたため，それについて打ち明けることもしなかったであろう）

6．類似の状況において異なる規範が生じる原因は何か？　例：ベルリンの歩道で母親と一緒に歩いている３歳の子供は，キャンディーのセロハンを歩道に捨てた。通りがかりの年配の女性が，セロハンを歩道に捨てたことで子供を叱り，子供へのしつけについて母親を諭した。ニューヨークの歩道で母親と一緒に歩いている３歳半の子供は，キャンディーのセロハンを歩道に捨てた。通りがかりの年配の女性は何も言わず，子供の行為にさえ気づかない。論点：なぜこのような違いがあるのか？　それは二人の女性が特異であるための違いなのか，あるいはベルリンとニューヨークの違いなのか？　後者の場合，この種の体系的な違いは何に起因するのか？

7．いくつかの規範が施行されるのは，主として行為が発生するときに行使される外部的な賞罰によって，そしてその他の規範は，主として行為者自身の行為が起きるときに行使される内部的な賞罰によってであり，幼少期の社会化における内部化の過程，及びその後の人生も同様である。この違いは何か。ひとつは行為の発生時に施行され，もうひとつは行為のずっと前から内部的な賞罰構造によって施行されるのか？

8．規範を生成する条件と法律を生成する条件の違いは何か？　法律と規範は共に，他者に負の外部性を課す行為を禁止するように設計されており，それらが代替可能であると期待されるかもしれない。昨今のカリフォルニアでは，国民投票によって承認が得られれば，現在においては規範によってのみ禁止されている，特定の環境における喫煙，を法律によって禁止することが制定された。この場合，法律がほとんど規範に取って代わることとなる。しかしながら，このような調和はいつもあることではない。

Ⅴ．行為の規範と外部性

合理的選択理論に基づく新古典派経済学は，狭く限られた行為に適用される。これらの行為における重要性はその行為の当事者たちにのみ限定される。消費決定のような個々の選択にお

いては，それは単一の行為者にのみである。そして交換においては 2 人の当事者が存在し，それはその 2 人にのみ影響する。

新古典派の経済理論は行き詰まるのは，行為者にとって制御できない行為の帰結があるときである。そのような場合の行為は，外部性（正あるいは負の）を有しているか，公共の利益（または不利益）であり，結果を恣意的に制限することはできない。このような状況で生じる合理的選択理論における中心的な問題は，このような行為を制御する対象者以外にはその効用関数が適用されないことである。行為者の有効性を最大化する行為を，他者への有効性を最大化するような結果へと帰結させるような行為とすることは，ほど遠いことであると思われる。行為者の有効性を最大化する行為を，他者への有効性を最大化するような結果へと帰結させるような行為とすることは，ほど遠いことであると思われる。ここで導き出された一つめの課題は，有効性の対人比較についてであり，どの行為が「社会的効率」を最大化するかを決定する（ただし，その定義は不明確であるが）。しかし，それはより大きな課題の徴候であり，影響を受けた他の行為者の行為の帰結が，その効用関数へと適用される一般的な方法はないということである。喫煙者の近くに座っている非喫煙者に例証されるように，制御する行為者に利益をもたらす行為によって害された者は，負の外部性を経験する。通り道から雪を掃除する世帯主の恩恵を受ける通行人に例示されるように，それによって恩恵を受けた人々は，正の外部性を経験する。最初のケースの社会的問題は，他者へ害を及ぼす行為をどのように制限するか（およびそれをどの程度制限するか）である。2 つめのケースの問題は，行為をどのように奨励し増やすか，そしてどの水準でそれを奨励すべきかである。後者の問題の特別なケースとして，各自が公共財のために行為すれば他人に有益な結果をもたらすが，自分自身への利益が負担する費用よりも少ない場合，公共財の費用を支払うかどうか，という問題がある。負担を上回る利益をもたらすことができる多くの行為者が，それぞれの利益のために行為を実行する（または貢献する）よう促すことができる場合にのみ，それは実現される。公共悪にも同様の問題が存在する。公有地の過放牧についてなど，放牧地における飼い主の増加は，各々の利益の増加につながるが，他の者に損失を与えることにもなる。群れの所有者が放牧を制限するよう促すことができる場合にのみ，（家畜に）最大限の栄養をもたらす水準まで放牧を減らすことができる。

このような課題への解決策が，Coase の 1960 年の論文「社会的費用の問題」の考察に見られる。それは，制御権を市場化することである。制御権を持たない行為者がそれを持つ行為者から制御権を購入できるようにすることである。そしてその制御権の購入は，行為者の利害関係（もたらされる実利の違い）と資源によってのみ制限される。そのような市場に取引コストがかからないとした場合，その成果は社会的最適（それは，市場における多様な人々の初期資源の付与との相対性で定義される）であり，その交換が相互利益にならなくなると，容易に理解できる。この行為水準によって害を被りそうな人々が，被害を抑えるためにその行為を制御している行為者に何らかの資源を手渡すことによって，それは結果的に一層の被害を受けることになるだろう。

公共財の場合，他者の行為によって利益を得る各行為者は，それぞれに，自身の行為における部分的制御権を他者の行為における部分的制御権と交換する。その結果，それぞれの関係者の行為は，影響を受けるすべての当事者による集合的な決断によって制御される。

環境汚染の規制において，それに関連した市場の発展が見られる。総汚染量が市場原理によって設定されるわけではないが，汚染を発生させるプラントを操業する人々の間において，汚染する権利の市場取引が行われている（Noll, 1971 を参照）。そして，そのような公共財の供給を集団的決定の管理下に置くこと（つまり，活動における個別管理から統治管理への移行）は，その影響力あるいは部分的な行為の制御権における交換において有効な概念となり得る。よって，それぞれ各々が行為判定の可決権を持つこととなる。

しかし，社会においては，何らかの別の理由で制御権の市場が簡単に成り立たない活動が多く存在する。ある人が喫煙をしていてそれを他の者が苛立っているような社会的状況においても，「いくらお支払いすれば喫煙をやめてくれますか」と尋ねることはとても困難である。あるいは，デートしている女子高生に対し，仲間は一緒にマリファナを吸うことを望んでいるが，彼女は両親がそれを望まないことを認識している場合，そのような状況でこの２つの集団が彼女の行為の制御について競りをするよう問いかけることは，ほぼあり得ない。選挙においては時として投票市場が生じる。政党の集票組織が都市下層階級の票を購入するような場合である。しかしながらこのような慣習は違法である。このような，その行為が強い外的影響をもたらすが，その行為の制御権をめぐる市場は実現不可能あるいは違法であるという状況は，広範囲において存在するのである。

本論文の主要な前提は，公共財や公共悪の極端な場合を含め，行為が外的影響を持つ場合に規範が生じるということである。さらに，市場を容易に確立できない場合，またはその取引コストが高い場合にも規範が生じる。

行為が作り出す外部性は，肯定的な場合も否定的な場合もある。例えば，高校において，生徒たちは勝利チームのメンバーであるアスリートに対し，チームの勝利への貢献，およびチームの成功が学校の地域コミュニティにおける総合的な地位に貢献する度合い（およびそれが他の生徒の幸福感や誇りにどの程度貢献しているか）に応じ，敬意と信望を持つ。

対照的に，学生は大抵の場合，特段に高い成績を修めた学者に対してはそのような敬意を払わず，学業に費やす努力の総量を制限する規範を課すことが多く見られる。この場合，教師が相対評価をする限りにおいては，負の外部性となる。成績の高い生徒は，他の生徒が同じ成績に追いつくために必要な努力を増やすこととなり，他の生徒にとってはより事態が困難になるからである。

上記の中心的な前提からいくつかの指摘が導かれる。規範が生じるのは，行為が外的影響を持つ場合ということである。これは，前に挙げたいくつかの論点に対する直接的な解である。論点３では，規範を共有する人々，つまり行為を特定し影響を与える権利を適切とする人々の価値観を形成するものは何か，についてを問うた。この前提の意味するところは，行為によって同じ方向に影響を受けるすべての人々が規範を共有している，または潜在的に共有しているということである。これらの人々は，一部行為の制御権を主張し，行為者に規範的な賞罰を課し，多くの場合は行為者の費用ではあるが，彼らに利益をもたらす行為の方向性を示そうとすることでその主張を行使する。

論点４は，２つのグループが同じ行為に対し反対方向に規範を課そうとしている，規範的対立がある状況の類型について問うこととする。この前提の意味するところは，ある行為が発生する状況において，ひとつの集合体に正の外部性をもたらし，別の集合体には負の外部性をもたらすということである。例えば，女子高生がその行為次第（もしくは彼女がその行為をとることへの彼らの無知）で仲間に認められるかの条件となるような，相反する外部性が存在する。もし彼女がマリファナを吸わなければ，パーティの盛り上がりを弱め，コンセンサスを破壊し，おそらくは彼らの意識化にある規範的対立を思い起こさせる。そしてもし彼女がマリファナを吸い，そして両親がそれを知ったならば，その親子は不幸になり，娘についての希望や願望を著しく失うこととなる。

VI. なぜ，それが不都合な場合も，正当な規範として受け入れるのか？

この受容が直接的な不利益となるときに，自身の行為について他者の部分的な制御権の要求における正当性を受け入れるのはなぜか。これは前述の論点２の問いである。もちろん，人々は常に規範的処方や超法規的措置に従うわけではないものの，しばしば従う。ここが論点である。それはなぜか。

いつ規範に従うかという問題は，いつ規範を正当と見なすかという問題とは異なる。規範への服従が生じるときとは，賞罰（外部または内

部）が極めて大きく，不服従が直ちに魅力的でなくなるほど，服従が十分に確実である場合である。しかし，他人の主張を正当なものとして受容することが，規範に服従するために必要であるとも十分であるともどちらとも言えない。現在構成されているような，そのような受容すべてが合理的選択理論によって説明できるわけではないかもしれない。（たとえば，Asch（1956）や Sherif（1936）などの社会心理学者は，他人の認識を伝えることによって人の優れた認識を変更できる可能性があることを示した。）

しかしながら，少なくともいくつかのケースにおいて，そのような受容は合理的選択の原理によって説明可能である。このような制御権を受け入れは不利であると見なすかもしれないが，（課された賞罰とはまったく別に），それとは別の長期的な利益として良好と見なすかもしれない。それはしばしば，他の場面において，ある者がその権利を主張する立場にあるとき，つまり，同種の別行為に影響されるが，制御を受けない立場にあるときよく見られる。他者の行為の他者による部分的な制御権を正当性を容認することは，他者の同様の行為の制御権をその者に与える助けとなる。その正当性を拒否することは，他の場面においても権利の正当性に反する行為となる。例えば，寮の公衆電話において，ほかの誰かが待っている場合は 10 分以上通話してはいけないという規範を課そうとするときに，寮のメンバーがそのような規制を拒否した場合は，その権利を主張することはできない。したがって，人が自分の行動を部分的に制御するために他者の主張を合理的に受け入れることができる状況のひとつは，（影響を及ぼすそれらの行為を管理する他者の主張への容認を促進する）他者の行為へ賞罰を行使する立場に潜在的に立つ可能性があるということである。

上述した寮の電話使用を管理する規範の例に戻ると，通話時間が短い者は時として賞罰行使者の立場にあり，少し長い通話をする者はたびたび賞罰を行使される立場となる。その 2 つの立場にいる頻度に応じ，電話使用規範についての主張の正当性を受け入れることに長期的な利点を見いだせるかもしれない。

その者が賞罰行使者と賞罰を受ける者の立場における相対的な頻度が異なるという事実の認識は，誰が主張の正当性を受容するのか，あるいは誰がそうしないか予測を指し示すガイドラインをもたらすことができる。行為する立場にある者は，規範によって守られるより制約されることが多いため，それを正当と受け入れる可能性は低い。なぜならば，その均衡上，それらの規範の存在はその者へ利益をもたらす可能性が低いためである。たとえば，公共のスイミングプールにて着用される水着のスタイルを非難するなど，メンバー内で規制する権利を主張することは，そのコミュニティ内の年上で比較的醜いメンバーによって正当と見なされる可能性が高い。

また，規範そのものを遵守することは，その賞罰のためだけに遵守する場合でも，他の者に規範を課すことにつながるという明らかな事実がある。それが合理的選択の枠組みで見られる場合は，その者に対する他者の行為の外部性による効果がその者の行為に依存することを意味している。もし美しい娘が規範に従った普通の水着を着ていれば，彼女が自分好みの水着を着ている場合よりも，他の娘の露出の高い水着が不適切で有害であると気付く可能性が高まる。もしもある男性が，全員がネクタイを着用している組織に属し，他の者たちがその問題についての交渉または不承認の規範的表明を行った場合，新人がネクタイを着用しているかどうかについて彼がどのような印象を受けるかは，彼自身がそれを着用しているかどうかによって異なる。

ほかの構造的状況において，その行為が賞罰を受けた者がその行為の賞罰者の立場にない場合，例えば，行為が大人によって賞罰を受けた子供や，喫煙者が非喫煙者によって賞罰を受けた喫煙者の場合など，問題はそれぞれ異なってくる。その行為が賞罰行使対象となっている者と賞罰行使者とが他の関係にある場合，その者は賞罰行使者からの信用を得るために規範に従うことができるが，これは規範の正当性を受け

入れずに発生する可能性が生じる。そのような場合，正当性の受け入れは合理的選択の視点から説明できない状況が生じてしまう。その受容に最も影響を及ぼすと考えられるのは，規範を保持するかもしくは受容していない，それぞれの人数である。これはさらに研究が必要な領域である。

上記はすべて，内部化されていない規範に関連している。内部化された規範では，問題は多少異なる。自身の利害関心が社会的仲介者と同一視できるようになった場合，この仲介者による制御権の想定する主張は正当なものとなる。なぜなら，それは彼が自分のものとみなす利害関心に由来する主張だからである。

VII. 制御を行使する権利の仮説にはどのような違いが生じるか？

構造的に同じように見える２つの設定でも，前述したベルリンとニューヨークの例のように，一方は他者の行為を制御する権利を主張する人を指し，他方はその限りではない。または，同質のコミュニティにおいては，そのメンバーの特定の行為がそのコミュニティの管理下にあることを正当と見なすが，ほかのメンバーは，前述のティーバッグのエピソードで例示されるように，そうとは限らない。それらの違いは何か。

まず最初にティーバッグのエピソードを検討することとする。ひとつのコミュニティメンバーは賞罰を行使し，もうひとつのメンバーは賞罰を行使しない。前者のメンバーは，ティーバッグを秘蔵する行為は，不足する事態を招き，全て罪悪であると見なし，コミュニティメンバーとして不承認を表明することにより制御を行使する権利を与える。そして，最も根本的な違いは，その行為がティーバッグの不足をもたらす重要な原因であると認識していないため，後者はそれを正当な権利と見なさない可能性があることである。

ただし，コミュニティメンバーによる不承認表明が正当な権利であると両方のメンバーが見なし，その違いがはっきりしない場合においても，不承認表明のための費用対効果の問題などいくつかの構成要素の違いにより，後者はそうならない場合がある。

A）不承認表明する精神的な費用。
B）秘蔵行為の抑制による不承認表明の知覚効果。
C）ティーバッグがないことによる費用。

最後の要素（c）について，ティーバックの秘蔵を不承認表明する可能性とその規範に違反する可能性，両方を高める要素であることについて言及することは興味深い。このように，他人に賞罰を課す可能性が最も高い者が規範を守る可能性が高く，その規範に違反する可能性が高い状況を見つけることが予期される。合理性から直接的に導き出される明解な逆説である。

キャンディ包装紙の例に戻ることとする。「構造的に同じように見えるベルリンとニューヨークの２つの例示はなぜ違いが生じるか？」ベルリンの女性は，公共の歩道の清潔さはすべての（そして特に彼女自身の）幸福に好影響を及ぼす効果があり，したがってすべてにおける適切な義務であると考えていると思われる。このような仮説の意味するところは，各々が歩道の清潔さに影響を及ぼす可能性のあるすべての行為を監視し，そのような行為をする者に賞罰を課す権利を持っているということである。

ニューヨークの女性の例と比較すると，（a）歩道の清潔さをすべての影響による成果と見なさなかった，または（b）ベルリンの女性と同じ仮説に留意したが，その実行が難解であったために権利を行使でき得なかった。それは，より清潔な歩道を保つことに期待される便益よりも大きかったということである。キャンディのセロファンの有無に拘わらずすでにゴミが散乱してしまっているため，歩道の清潔さの一般的水準に違いはなく，あるいは，母と子が厳しい叱責を不本意としながらも同意する可能性は低いであろう。

もちろん，これは，ベルリンで規範が生じ，ニューヨークでは生じなかった理由を説明するものではない。歴史的な説明が明らかに必要であり，２つの都市の都市衛生サービスのレベル

などの要素が関連しているのであろう。

この事例は，そのような規範の別の側面，つまり不安定な状態も示唆している。女性の子供への叱責のような，賞罰を行使したとしても，清潔度の水準が最高の状況ではその影響はわずかであり，結果として，人々の満足レベルに大きなインパクトをもたらさない。従って，賞罰の行使による利益が，その負担を上回ることは考えられない。清潔度のレベルのわずかな低下，あるいは歩道が清潔度であることについての市民の満足感と信頼性のわずかな低下（例えば，古い世代からの世代交代など），あるいは黙認反応の期待へのわずかな変化が，負担より低い賞罰の利益をさらに減少させる。これは，歩道の清潔度の低下によって賞罰の行使で得られる効果を経験した人々の数が継続的に減少するため，スパイラル効果をもたらす可能性がある。最終的に，歩道の清潔度のレベルが高まり，街の衛生サービスのアクションと，歩道にごみを散らさないようにする市民の内面化された規範によってのみ抑制されることとなる。さらに次世代においては，歩道を散らかした子供を叱責することに価値を見出す母親然り，内部化された規範さえも減少してしまうだろう。

歩道を一定程度の清潔度で維持する場合，街の衛生サービスの水準を上げる必要があるが，一定の増加では以前の清潔度へ回復するには不十分である。サービスの水準を以前の清潔度へ回復する水準まで十分に高めることができるが，市民たちがそのような水準をもたらすべく自分達自身に負担を課すことをしない可能性があるからである。衛生サービスをその水準へ回復するための負担が，規範がまだ施行されているときに非公式に賞罰を課すよりも高い可能性がある。

VIII. 賞罰行使者に賞罰を課す権利を与えるものは何か？

これは前述にて提起された論点 1 である。それを明らかにするためには，法律で認められていないこの種の権利が完全に主観的であることを認識する必要がある[2)]。一部の者は，B の賞罰に対する正当な権利を認める場合もあれば，認めない場合もある。

その解に向けた最初のポイントは，B に対し賞罰を下す A の正当な権利についての C の認識は，自身への利害に依存するということである。C が A のような利害関心を持っている場合（つまり，B の行為が A と同じ方向で C に対して外部性を持っている場合），C は A に対し，B へ賞罰を下す正当な権利を持っていると認識する。

これは，B の行為に外部性がある人数が多いほど，A が B に賞罰を下す正当な権利を広く認められることを意味している。

集合体において，すべてのメンバーの行為がお互いに外部性を持っているため，各人は普遍的に，自分自身を含めて，一緒に取られた外部性が自身の行為よりもそれぞれの効用に作用する限り，他者がお互いに賞罰を下す正当な権利を持っていると認識するであろう。そのような構造では，それぞれの類似の行為が他に外部性を課し，正（共通の目標に向かって活動するチームのような場合）あるいは負（前述のティーバッグの備蓄や歩道を散らかすようなケース），いずれの行為においても潜在的に自己規制を行う。すべての者が自分の行為を規制する権利の一部を他者に移転することに利害をもたらすため，それ達の行為を制御する部分的な権利の見返りとなる[3)]。後方支援やその他の障壁によって，実際には自主規制にならないかもしれない。しかし，それらの障壁を取り除くことができれば，潜在的にはそのようになるであろう。

このように利害が同質でない場合，B に賞罰を下す正当な権利を A が持っているとする C の認識には，C の利害が A または B への類似度合いに依存し幅広く変動する可能性がある。したがって，A が B への賞罰に対する広範囲に許容された正当性の存在は，与えられたものとみなすことはできない。上記のような特定の状況では，一般に認められている A の正当な権利が存在するが，他の状況では存在しない。現段階の理論的状況においては，利害が同質ではないすべての状況による実証調査が必要である。

IX．なぜ規範が法律よりも優先されるのか？[4)]

論点８は，特定の状況では法律ではなく規範が存在するのに対し，別の状況では法律が存在する理由についてである。この解に向けて，まずはいくつかの問題提起を行うこととしたい。この論点は，当然ながら，特定の行為を規定する法律はわずかであるため，行為を規定する規範について論じる時にはほぼ必ず発生する問題である。

第一に，規範と法律はある程度代替可能である。初期のアメリカ西部，一部の地域には正式な法律がなかったが，共同体の規範がその代替となり，「警護団」が，開拓者の到来による文明によって厳罰行為を犯したと目された者を追討することがしばしばあった。部族間法によって支配されていない中東の一部の遊牧部族の間では，「目は目，歯は歯」という規範的原則が長年にわたり普及し，犯罪者が来た部族のメンバーには報復が行使された。それは近年まで，米国のアパラチアの孤立した地域の一部の氏族においても同様であった。

しかし，法律には特定の行為を制限するための多くの利点がある。それは，「罪悪」を確定する制度的手段を持っていることである。これは賞罰の正当な適用性であるが，規範はそうではない。法律自体は合法化された手続きによって制定されており，これにより，法律に普遍的な正当性が与えられているが，規範の正当性を普遍化するような手続きは存在しない。法律自体は合法化された手続きによって制定されており，これにより，法律に普遍的な正当性が与えられているが，規範の正当性を普遍化するような手続きは存在しない。さらに，行為者の強制的処遇を正当化するのに十分有害であるとみなされる行為（投獄などのように）については，行為者の外部性による経験よりも物理的に強力である場合，法律ではなく規範を使用することは無効となる。

法律と規範の分業については，ポズナーが慣習法によって示される進化方式を説明するために提案されたものと同様の原理であると考えられる。ポズナーは，経済効率を高めるために，原告と被告を決定する際，慣習法が行為の管理をそれらの手に委ねるようになると主張する。リベラルな共同体では，行為がいつどこでも負の外部性を他者に課することがない限り，行為者が自分の行為を管理する法的権利を持つであろうという仮説が成り立つであろう。功利主義の基準を使用すると，それは行為者に対する行為の利益を総計で上回り，管理費用の十分な根拠となる。

相対的に，法律と規範のバランスには政治的かつ道徳的な哲学の問題が関連しているため，本稿においては簡略的に論じるに留めておく。

X．規範は，行為の外部性がある場合にのみ発生するのか？

他者に行為の外部性を課することによって生じているようには見られない規範の存在がある。たとえば，ある高校では，女子や男子のサブグループでは，メンバーの服装について強い規範を持つことがある。（Henry Manne によって普及された事象を思い出させてくれたことに恩義を感じている。高校における事例については拙書，Adolescent Society（1961）を参照）1950 年代の「ダックテール」ヘアカットは，特定の男子グループによって規範として遵守された。また，ある特定の女子グループは，ボビーソックス（またはボビーソックスの特定の色）を象徴とし，ある男子グループは白いバックス，他の男子グループは黒革のジャケット，という具合である。

これまで述べた一般原則が示唆するように，このような規定的規範は，グループの他のメンバーにおける服装的規範の遵守のような，正の外部性から生じるのだろうか？　筆者はそのように考える。グループの連帯を示し他と差別化したい者たちにとって，共通の服装はそのための極めて効率的な手段となる。各メンバーが規範に従うことは，この共通の連帯の表現と，他からのこの差別化を強化する。宗教的な服装，食事，その他の差別化された規定の遵守においても同様である。（Goode，1960 を参照）。メンバー同士による遵守は，各メンバーを救済および支援するが，遵守しない場合には，集団が集

団であるための脅威となる。

したがって，服装規範は一般原則に従っていると考えられる。さらに，ひとたびこれが認識されると，特定のサブグループのドレスコードの強さは，メンバーの連帯と差別化の表明及び利害関心の強さを示すことができる。

XI. 一部の規範が内部化されるのはなぜか？

共同体における社会化されたメンバーを仮説立てすることに慣れている社会学者にとって，そのような論点は極めて素朴に見える。さまざまな理由でこの論点は，５，６歳未満の子供や社会病質者，利己的な行為を制約され社会規範の内部化に失敗した者に一定期間対処しなければならなかった者には，素朴に見える。

しかし，社会化および利己的推定を制約する規範の内部化は，そこに効用関数があると仮定されない限り，合理的選択論が入り込む余地がない。そしてしかしながら，子を持つ親や社会病質者に対処しなければならない者の視点に立てば，行為の継続的な外部監視を不要とする内部賞罰の仕組み，「良心」または「超自我」を形成することが分かる。

もちろん，これはその者の内なる変化を引き起こすことができるという意味ではないが，限られた努力で引き起こすことができる場合にのみ，それは子供または社会病質者と相互作用する者にとって合理的かもしれない。心理学の初歩的な知識，または社会生活の経験であっても，規範の内部化が発生する可能性があることを示唆しているため，社会化の費用はかかるかもしれないが，その一般的な実現可能性を心配する必要はない。

社会化は，家庭の親だけでなく，代理人によっても行われる。国民国家は，さまざまな民族主義的ないイベントや愛国的なプロパガンダと同様に学校を使い，子供を社会と結びつけ国民と同一視し，自分自身の関心を引きつける。専門学校および大学院は，候補者と専門分野との社会適合を促し，「社会学者になる」ために，専門職または専門分野と自分自身を同一視するように導く。宗教的な命令，軍隊，およびその他の機関は，さまざまな技術を使用し，修練者を新しい同一性への社会適合を促し，古い自己を捨てる。

これらのすべての場合において，社会化は新しい「自己」の形成を試みる。その行為は，両親，国民国家，宗教秩序，職業，または学問など，自己を特定した行為者の想像力によって決定される。それが将来の行為に対する内部賞罰を引き起こす。

他の行為者の規範の内部化が合理的かどうかを判断するには，内部化をもたらすその有効度の費用と，同程度の遵守性を実現するための将来の監視費用の割引とのバランスをとる必要がある。ここで言う遵守性の程度は，最も効率的な（内部的または外部的）手段による非遵守の費用と賞罰費用のバランスを取ることによって選択される。

外部賞罰と内部賞罰の仕組みを浸透させる試みとを区別することは比較的簡単である。子供の手を平手打ちしたり，行為を罰する喜びを撤回したり，行為に報いるためにキャンディなど好きなものを子供に与えたりする親は，外部賞罰を採用していると言える。子供の行為に気分を害し，反抗的な行為に対し愛情を撤回すると脅す親，あるいは，子供の好ましい行為に喜びを示し愛を表現する親，いずれも内部賞罰を採用している。

内部性と外部賞罰のどの組み合わせが効率的で，異なる規範によってどのように変化するかという論点への解をさらに掘り下げたいと望むわけではないが，いくつかの相対的に確信を持てる点を見出すことができる。

第１のポイントは，社会的行為者（たとえば，親）が規範を介して管理したいさまざまな行為の形態が増えると，内部化がますます効率的になることである。親との同一性を創造する基本的な過程は，事実上の資本費用を構成し，規範的制約の対象となる様々な行為ごとにわずかな限界費用が付加される。資本費用は，これら２つのタイプの費用よりもはるかに大きいと思われるため，多数行為を賞罰代理者による規範的制約の対象とする総費用は，少数行為のために費用よりもそれほど大きくはならない。このように，娘が母親の願いを内部化するような状況

をもたらした場合，母親は多くの費用をかけずに，その願いに含まれる規定と超法規的措置を増やすことができる。

ひとつの仮説として，子供の行為に規範的制約を広範囲にかけたい親は，より狭い範囲の行為を制約したい親よりも，（外部賞罰よりも）内部賞罰を採用する可能性が高いということである。

第2のポイントは，内部賞罰システムを確立する立場にある可能性のある親または他の行為者が，そこからのすべての利益を享受しないことである。

いずれにしても，親が内部化への投資からより大きな利益を得ることができる1つの方法は，子供と同一化し，後年まで伝え続けることである。そのような同一化は，子供の行為が他者からの承認を得たという情報をもたらすと同時に親の願いとも一致し，満足を与え，それにより内部化への投資を有益なものとすることができる。これは，例えば安定した社会において，子供の将来の仲間が親と同じ価値を保持することを親が期待する場合，親による外部賞罰ではなく内部賞罰の採用がより有力となるであろうという予測につながる。

ただし，それは家族毎に違いが生じる。一部の家族は，地域社会における地位に強い利害関心を持ち，子供の行為がその地位に影響を与えるかどうかを生涯に渡り目を配る。一方の家族は，地域社会においてほとんど地位を持たず，したがって，子供の逸脱行動によって失うものはほとんどない。後者の家族は，内部賞罰の創造に真剣に投資することはせず，前者の家族の親は，内部賞罰へ向けて多大な投資を行うであろう。異なる社会集団の社会的慣行の研究はこれと非常に一致しており，社会的地位が低いほど，内部賞罰はあまり採用されないことを示している（Kohn，1977を参照）。子供のその後の行為が家族に利害を与える影響度と社会構造のあらゆる側面について，（特徴のない都市での居住という設定と小さな町での設定とを比較），さらに予測してみることも可能であるが，予想される地理的流動性と家族の不連続性の度合いと，家族のその地位による利益と社会的実践が内部賞罰を組み込む度合いとの関係によって，強化または弱体化するであろう。したがって，これらの多くの条件が増加するにつれて，同じ社会的地位の家族は内部賞罰を採用する頻度が減少し，外部賞罰の頻度が高くなると予測でき，次世代の人々はますます社会化される。

経済学における企業理論には，内部化の論点に関連した問題がある。それは代理人の問題である（Fama and Jensen 1983を参照）。代理人の行為をいかに依頼主の利益のためとするかという問題である。この問題におけるひとつの論点は，代理人と依頼主の（その成果や生産を通じ代理人のさらには依頼主の利益も満たすような）利益が完全に一致する報奨（株式引受権，持株制度，出来高払い，業績賞与，手数料，愛社精神，のような）の役割と，代理人の行為を取り締まる監視体制の役割との対比である。その文献が示す明解な原則のひとつは，監視体制の効率は，報奨と比較し，その生産のために必要な行為の監視費用がさらにかかるか，または容易に監視できないか，監視体制が容易でなくなるにつれて減少するというものである。したがって，工場労働者はより容易に監視されるため，同じ製品を製造している工場労働者よりも，家内工業の労働者の方が出来高によって支払われる可能性が高くなる。逆に，代理人の活動成果や生産の測定可能性が低いほど，監視体制でなく報奨が採用される可能性は低くなる。例えば，教師は報奨を受け取ることは少なく，セールスマンの多くは手数料で支払われる。

一部の代理人の活動が他の代理人よりも容易に監視されるように，一部の規範に準拠した行為は他の代理人よりも容易に監視される。たとえば，人が真実を語っているかどうかは，多くの状況において判断するのが困難である。したがって，内部賞罰と比較した外部賞罰の効率は，より容易に観察される行為よりも低くなる。

一般的に，経済学における依頼主の問題（つまり，依頼主の利益のための行為を代理人が行うためにいくら投資するか，最も効率的な手段は何か）は，両親の子供への賞罰の問題と多くの共通点がある。そしてそれは，内部賞罰対外部賞罰という構図となる。しかし，代理人の問

題と子供の社会化の問題では，構造的な違いがある。後者の場合，前述のように，誤った方向に導かれた代理人の行為の損害を被る単独の依頼人が依頼人は存在しない。社会科活動を行う多くの親は，幼少と青年時代を通じてのみ，子供の行為がもたらす直接的な帰結を経験する。

本節で明らかにしたのは，規範の内部化の問題提起だけであり，ほとんどの論点は未解決のままである。例えば，子供による内部化の受け入れが多かれ少なかれ成功する条件については，何も述べてはいない。（ここで役立つと思われる一般化された依頼主・代理人問題のひとつは，代理人が，依頼主次第で自分の将来が左右されると見るほどに，依頼主の利益を自身の問題として受け入れる可能性が高まるということである）さらに，内部化は一定程度，社会化費用に貢献しない多くの者たちにも利益をもたらす公共財であるという事実に触れたのみである。但し，本稿の他の章と同様に，目的は課題解決でなく，それらを考察することにある。

XII. 社会関係資本としての社会規範

1958 年にジョージ・ホーマンズが「Social Behavior as Exchange」を発表して以来，社会学には確かにしばらくの間，多くの社会的相互作用が相互作用の当事者間の交換として概念化され，相互作用は交換は両方にとって有益であった。これらの行為は，分割可能な私物の交換を含む新古典派経済学のパラダイムに適合し，時には市場の文脈で（デート市場のように），時には二国間または少数の文脈で行われた。しかし，新古典派経済学が外部性と公共財によってもたらされる根本的な違いへの認識が遅れているように，社会学で「交換理論」を使用する者たちは，多くの社会的行為と取引が外部性を生み出すこと，あるいは公共財や悪の性質を持っていること，についての認識が遅れている。これは，社会学の交換理論が不正確な個人主義であり，外部性が行為への制御を行使することに関心を抱かず，正当な権利と見なされる可能性を認識せず，そのために，そこに付随している賞罰の権利を表明しているにも拘らず，社会規範を把握することができない。外部性に影響された行為者が行為の部分的制御の適切な水準を獲得できるような社会規範が生じる場合，結果として，行為の水準と方向性がその全ての成り行きを左右するという意味で，社会的に効率的な成果をもたらす。何らかの理由でそれらの規範が存在しなかったり壊されたりした場合，行為の水準と方向性は行為する行為者の利益によってのみ左右され，社会的に効率的な成果とならない。結果として，その管理機能は何の役割も果たしていないことになる。社会システムは，個々の問題に対する個人主義的な解決策で構成され，すべての苦しみはそれぞれの手に委ねられる。

そうした意味で，社会規範は社会関係資本を構成している。その存在はより高水準の満足感をもたらすが，おそらく，規範による行為の制約度が高い一部のメンバーに対し，その満足度は低下する。これらが不在の場合，個々は自身の行為に大きな満足を得ることができるが，他者の制約のない行為に苦しむため，全体的には満足度が低くなる。このシステムは，公共財の提供を保証し，公共悪を阻止する特定の分野での賞罰措置をとる政府および公的機関があるため，ホッブスの「war of all against all,」とはなり得ない。しかし，それは「それぞれのための」システムであり，それぞれが他者に外部不経済を課している。

注

ラッセルセージ財団のセミナーメンバー，オハイオ州立大学のセミナーメンバー，およびウィーンコロキウムのメンバーに，この論文の改訂に役立つコメントをいただき謝辞を送りたい。

1．この点を明確にした Robert Merton に感謝する。
2．この点を明確にするのに役立ったこの論文の初期の草案に関する論点を提起してくれた Walter Block に感謝する。
3．特定の規範の自己規制の可能性を指摘してくれた Peter Bernholz に感謝する。
4．会議でこの質問を提起してくれた Isaac

Ehrlich に感謝する。

参考文献

Asch, Solomon, Studies of Independence and Conformity, Washington: American Psychological Association, (1956).

Coase, Ronald H., “The Problem of Social Cost,” Journal of Law and Economics, Vol.3 (1960) pp. 1–44.

Coleman, James S., The Adolescent Society, New York: Free Press (1961).

Dahrendorf, Ralph, Essays in the Theory of Society, Stanford: Stanford University Press (1968).

Fama, Eugene F. “Agency Problem and the Theory of the Firm,” Journal of Political Economy, Vol. 88 (April, 1980) pp. 288–307

Fama, E. F., and M. C. Jensen, “Agency Problems and Residual Claims,” Journal of Law and Economics, Vol. 26 (June, 1983).

Goode, William, “Norm Commitment and Conformity to Role-Status Obligations,” American Journal of Sociology, Vol. 66 (1960) pp. 246–258.

Homans, George, “Social Behavior As Exchange,” American Journal of Sociology. Vol.65 (1958) pp. 597–606.

Kelsen, Hans, General Theory of Law and State, Cambridge: Harvard University Press (1945).

Kohn, Melvin L. Class and Conformity, Second edition, Chicago: The University of Chicago Press (1977).

Lindenberg, S., “Normen und die Allokation Sozialer Wertschatzung,” In Horst Todt, ed. Schriften des Vereins fur Sozialpolitik, Berlin (1984).

Noll, Roger, Reforming Regulations: An Evaluation of the Asch Council Proposals, Washington: Brookings (1971).

Noll, Roger, “The Feasibility of Marketable Emissions Permits in the United States,” In J. Finsinger, ed. Public Sector Economics, London: MacMillan (1983).

Parsons, Talcott, The Social System, New York: Free Press (1951).

Riker, W. H., and P. C. Ordeshook, An Introduction to Positive Political Theory, Englewood Cliffs, N.J.: Prentice Hall (1973)

Sherif, Muzafer, The Psychology of Social Norms, New York: Harer (1936).